

町県民税申告について

受付期間：2月2日(月)～3月16日(月) ※土日祝日を除く

受付時間：8時30分～17時15分 ※町県民税の申告のみ夜間役場開設日は20時まで受け付けます。

受付会場：須恵町役場1階 税務課(6番窓口)

※ただし、2月16日(月)～3月13日(金)は、須恵町役場1階 保健センターで受け付けます。

※町県民税申告については、事前予約の必要はありません。

町県民税申告か確定申告か判断できない場合は、申告で必要なものをご持参の上、役場1階 税務課窓口までお越しください。

申告が必要な人

所得税の確定申告が必要ない人も、収入がある場合は、町県民税申告が必要です。

- 所得税の確定申告が必要ない人で、個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などの受け取りがあった人
- 所得税の確定申告が必要ない人で、町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除などの控除を適用する人
- 収入がない人で、町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人、児童手当・児童扶養手当を受給または保育所などの入所申請をする人、所得(非課税)証明書が必要な人

※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人は、町県民税申告の必要はありません。

※公的年金等に係る所得のみの人は町県民税申告の必要はありません。

(ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除内容を適用する人は町県民税申告が必要です。)

★個人住民税の電子申告が始まりました。電子申告を行う場合は、会場にお越しいただく必要はありません。

詳細は15ページをご覧ください。

申告に必要なもの

確定申告お知らせはがき、利用者識別番号通知書(16桁)をお持ちの人は必ず持参してください。

本人確認ができるもの(写し可)

- 申告者本人のマイナンバーカード(両面)
 - 扶養親族などのマイナンバーが分かるもの
- ※マイナンバーカードを持っていない人は、個人番号確認書類と身元確認書類の写しをお持ちください。
- 個人番号確認書類…個人番号通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうちいずれか一つ
 - 身元確認書類…運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の資格確認書、在留カードなど

所得を証明するもの

- 源泉徴収票(給与・年金)、支払調書(報酬など)
- 給与や公的年金以外の人は、収支内訳書もしくは帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書
- 支払証明書(個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金など)

控除を証明するもの

- 生命保険や地震保険の控除証明書
 - 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険や国民年金の社会保険料控除証明書または領収書
 - 医療費控除などを受ける人は、医療費控除の明細書(領収書は必要ありません)
※医療費控除の明細書を予め作成していない場合は申告受け付けできません。
 - 医療費控除の特例を受ける人は、一定の取り組みを行なったことを証明する書類や領収書(レシート)など
 - 寄附金控除を受ける人は、寄附金の領収書など(ふるさと納税分も含む)
- ※ふるさと納税のワンストップ特例申請をされた人が申告をする場合は、ワンストップ特例申請は無効となりますので、寄附分全ての申告をしてください。
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳や障害者控除対象者認定書

その他

- 所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控え
- 所得税が発生する人で、口座振替を希望する場合は口座の届け出印鑑

問 税務課 賦課係 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線131・134・135)

所得税確定申告・町県民税申告の特設相談会場について

所得税確定申告について

来場者の集中による会場の混雑緩和のため、須恵町役場での申告相談は

須恵町公式LINEや電話による「事前予約」が必要です

【事前予約方法】

①須恵町公式LINE

右記から友だち登録後、トーク画面の「電子申請」をタップして予約専用ページから予約してください。

※申告日当日は、予約時に案内する確認事項を十分確認の上、ご来場ください。



②電話予約

以下の予約専用のコールセンターへお電話ください。

☎ 092-405-1190 ※通話料が発生しますので予めご了承ください。

受付時間：9時～17時 ※土日祝日は繋がりません。

※電話予約はコールセンターでのみ受け付けます。

※電話回線が混み合うことが予想されますので、須恵町公式LINEからの予約をお勧めします。

※申告者(納税義務者)の氏名や収入内容、申告年分などの聞き取りを行いますのでご準備をお願いします。

※予約や申告に関する注意事項をお伝えしますので、事前にメモのご準備をお願いします。

※①須恵町公式LINE②電話予約どちらも当日の予約はできません。

▲予約していない場合、当日来場されても受け付けできません。

【予約受付開始日】 2月2日(月) 9時から開始 (須恵町公式LINEからの予約を含む)

※予約日時に来場されない場合はキャンセル扱いとなり、再度予約する必要があります。

※予約枠がなくなり次第、須恵町役場での確定申告は受付終了となります。

【申告受付内容】

受付会場：須恵町役場1階 保健センター

受付時間：9時～11時40分/13時～16時20分(3月13日(金)のみ9時～11時40分まで)

※申告会場への入場は、予約時間の10分前からとなります。

	一般申告	営業・不動産・農業申告
受付期間	2月16日(月)～27日(金)、 3月4日(水)～13日(金) ※土日祝日は除く	3月2日(月)～3日(火)
収入内容	給与・年金・個人年金・一時金など	営業・不動産・農業 ※青色申告は受け付けていません。
注意点	営業・不動産・農業の収入が含まれる申告は右記の2日間のみ受け付けが可能です。	収支内訳書の作成が完了していない場合は、受け付けることができません。

※利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入が含まれる申告や、青色申告、住宅借入金等特別控除、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

香椎税務署では2月16日(月)から所得税の確定申告会場が開設されます。
詳細は15ページをご覧ください。